会　議　録

1　会議の名称　　令和８年　第２回川根本町教育委員会

2　会議日時　　令和８年６月 25 日（木）　午後２時 30 分から
午後３時 05 分まで

3　開催場所　　川根本町役場総合支所　２階　教育長室

4　出席した者の氏名

（１）委員　　教育委員　八木　洋子、松下　陽子、山本　正和、森下　正章
教育長　　石原　一則

（２）執行機関　（事務局）　教育総務課長　　柴　　亨
社会教育課長　中村　裕好
教育総務課管理主事　太田　由喜
教育総務課教育総務室長　酒井　泰
教育総務課指導主事　守谷　洋紀

（３）その他　　なし

5　議　　題

議案第 26 号　令和８年度要保護・準要保護児童生徒の認定について
議案第 27 号　川根本町教育相談員設置規則の一部改正について
議案第 28 号　川根本町就学支援委員会委員の委嘱について
議案第 29 号　川根本町学校運営協議会委員の委嘱について
議案第 30 号　川根本町生涯学習推進協議会委員の委嘱について

6　会議資料の名称　　議案第 26 号～議案第 30 号

7　発言の内容

教育長　　前回の会議録について、八木委員、松下委員、山本委員、森下委員の承認を求めます。

前回の会議録について承認し、署名することに異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

教育長　　異議なしと認めます。

【教育長あいさつ】

教育長　　本日は大変お忙しい中、令和８年第２回教育委員会にご出席いただきありがとうございます。よろしくお願いいたします。

【議　事】

教育長　　ただ今の出席者は５名で、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第３項の規定により、教育長及び在任委員の過半数を満たしており、定足数に達しています。

よって、令和８年 第２回 川根本町教育委員会は成立しましたので、開会します。

これより会議を開きます。

議事日程はお手元に配布のとおりです。

お諮りします。

本教育委員会議における、議案第 26 号　令和８年度　要保護・準要保護児童生徒の認定については、個人のプライバシーに関する案件ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第７項の規定により、非公開としたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

教育長　　それでは、議案第 26 号に関する件については、出席者の３分の２以上の同意を得ましたので、非公開といたします。

なお、会議録等につきましても、非公開とすることで、ご承知願います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

教育長　　それでは、議事に入ります。

最初に、議案第 26 号　令和８年度　要保護・準要保護児童生徒の認定について、を議題とします。朗読を省略して、事務局から説明を求めます。

事務局　　議案第 26 号　令和８年度　要保護・準要保護児童生徒の認定について提案理由の説明をいたします。

町は、経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、必要な援助を行うことにより、義務教育の円滑な実施に資することを目的に「川根本町要保護及び準要保護児童生徒認定要綱」を定め、就学に必要な措置を講じています。

今回、要綱第４条の規定により、令和８年度の準要保護児童生徒の認定審査をお願いするものです。

なお、要保護児童生徒の該当者はありません。

審査対象は、６家庭、11人の児童生徒です。詳細は、お手元の資料をご覧ください。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

教育長　　説明が終わりました。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

教育長　　原案に意見は、ありませんか。

（「意見なし」の声あり）

教育長　　意見なしと認めます。

よって、議案第 26 号　令和８年度　要保護・準要保護児童生徒の認定については、原案のとおり認定します。

教育長　　次に、議案第 27 号　川根本町教育相談員設置規則の一部改正について、を議題といたします。朗読を省略して、事務局から提案理由の説明を求めます。

事務局　　議案第 27 号　川根本町教育相談員設置規則の一部改正する規則について提案理由の説明をいたします。

川根本町では、現在 1 名の教育相談員を設置し、児童生徒の発達相談や就学支援等を目的として活動していただいております。

しかし、近年発達相談や就学支援に係る学校や保護者からの相談ニーズが高まっていることに伴い、教育相談員の業務や業務時間についても増加している状況です。そのため、職務の内容について再度検討し、第 2 条第６号として「校内外支援センターに係る指導、助言に関すること」を追加し、教育相談員の業務時間についても、第 3 条において現在の「週 15 時間程度」から「週 20 時間程度」に増やしたいものです。

以上、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

教育長　　説明が終わりました。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

教育長　　原案のとおり委嘱することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

教育長　　異議なしと認めます。
よって、議案第 27 号　川根本町教育相談員設置規則の一部改正については、原案のとおり承認します。

教育長　　次に、議案第 28 号　川根本町就学支援委員会委員の委嘱について、を議題といたします。朗読を省略して、事務局から提案理由の説明を求めます。

事務局　　議案第 28 号　川根本町就学支援委員会委員の承認について、提案理由の説明を申し上げます。
今回、ご審議いただく川根本町就学支援委員会は、川根本町就学支援委員会規則において設置を定めており、町内の障がいのある幼児、児童及び生徒に対する就学に関する適切な支援策等について審議する機関であり、14 人以内の町教育委員会が委嘱又は任命した委員により構成するとされております。委員の選出については、川根本町就学支援委員会規則第３条において、教育学、医学、心理学その他障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者となっております。また、委員の任期は２年ですが、補欠の委員が選任された場合には、前任者の残任期間となります。
今回、ご承認をお願いする委員の方につきましては、別添の名簿のとおりでありますが、任期は令和８年４月１日から令和 10 年３月 31 日までであります。
まず、医学分野から町内の学校医をお願いしております、上長尾田澤内科医院の田澤慶次先生、本川根診療所の松葉秀基先生。次に障がいのある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する方として、静岡県立吉田特別支援学校駿遠分教室教頭の見尾陽子先生。志太榛原４市２町組合立駿遠学園園長の藁科知之氏。次に教育学分野から、三ッ星学園の山下富士夫校長、光の森学園の石川泰宏校長、光の森学園の諸田朱美教諭、そして専門的な知識を有する経験者として、義務教育学校のスクールカウンセラーの増田督氏、元保育園長の中田泰子氏、町の教育相談員として勤務いただいております芦澤恵美子氏、現在町のスクールソーシャルワーカーとして勤務いただいております永野利晴氏の合計 11 名です。いずれの方々も、それぞれのご経験から当委員会に適任の方であると考えておりますので、委員としてご承認をお願いするものです。
以上、よろしくご審議くださいますようお願いいたします

教育長　　説明が終わりました。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

教育長　　原案のとおり委嘱することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

教育長　　異議なしと認めます。よって、議案第 28 号　川根本町就学支援委員会委員の承認については、原案のとおり承認されました。

教育長　　次に、議案第 29 号　川根本町学校運営協議会委員の委嘱について、を議題といたします。朗読を省略して、事務局から提案理由の説明を求めます。

事務局　　議案第 29 号　川根本町学校運営協議会委員の承認について、提案理由の説明を申し上げます。

今回、ご審議いただく川根本町学校運営協議会は、川根本町立学校における学校運営協議会設置規則において設置を定めており、学校が掲げる教育目標の実現に向け一定の権限及び責任を持って当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に対し協議する機関であり、20 人以内の町教育委員会が委嘱又は任命した委員により構成するとされております。委員の選出については、川根本町立学校における学校運営協議会設置規則第５条に第１から第７において、定めております。また、委員の任期は令和８年４月１日から令和 10 年３月 31 日の２年ですが、補欠の委員が選任された場合には、前任者の残任期間となります。

まずは、光の森学園の委員として、地域・有識者から平松敏浩氏、井口晶彦氏、中原僚介氏、保護者代表として、松下陽子氏、芹澤弥生氏、校長として、石川泰宏氏、CS 推進員として、川口舞子氏、小泉香楠氏。次に、三ッ星学園の委員として、地域・有識者から渥美真吾氏、丸山佳子氏、鈴木　巧氏。保護者代表として、大畑　浩氏、湯口博樹氏、小田瞳美氏、校長として、山下富士夫氏、CS 推進員として、植田直美氏です。いずれの方々も、それぞれのご経験から当委員会に適任の方々であると考えております。

以上、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

教育長　　説明が終わりました。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

教育長　　原案のとおり委嘱することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

教育長　　異議なしと認めます。よって、議案第 29 号　川根本町学校運営協議会委員の承認については、原案のとおり承認します。

教育長　　次に、議案第 30 号　川根本町生涯学習推進協議会委員の委嘱について、を議題といたします。朗読を省略して、事務局から提案理由の説明を求めます。

事務局　　議案第 30 号　川根本町生涯学習推進協議会委員の承認について、提案理由を申し上げます。

本議案は、川根本町教育長に対する事務委任規則第１条第 11 号の規定に基づき、川根本町生涯学習推進協議会委員の承認をお願いするものです。川根本町生涯学習推進協議会委員の職務は、川根本町生涯学習推進協議会規則（平成 17 年規則第 41 号）第６条に規定されており、生涯学習の実施計画の策定や生涯学習活動の推進に関する事項を担います。

また、第４条において委員の定員は 60 人以内とし、地区推進委員及び学識経験者から選出されることが定められています。委員の任期は第９条により２年とされています。

今回承認をお願いする委員については、別添の川根本町生涯学習推進協議会名簿の通りであり、令和７年度からの委員の任期は、令和７年４月１日から令和９年３月 31 日まで、令和８年度からの委員の任期は、令和８年４月１日から令和 10 年３月 31 日までの２年間です。

なお、令和８年度からの委員で前任者の残任期間がある場合は、令和８年４月１日から令和９年３月 31 日までの１年間となります。

任期については４月１日に遡り委嘱する形となりますので、ご理解をいただきご承認を賜りたくお願い申し上げます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

教育長　　説明が終わりました。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

教育長　　原案のとおり委嘱することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

教育長　　異議なしと認めます。よって、議案第 30 号　川根本町生涯学習推進協議会委員の承認については、原案のとおり承認します。

８　閉　　会

教育長　　本日の日程は終了いたしました。
以上をもちまして、令和８年 第２回 川根本町教育委員会を閉会します。

上記に相違ないことを確認する。

教育長：石原　一則

委　員：八木　洋子

委　員：松下　陽子

委　員：山本　正和

委　員：森下　正章